ハ　幌骨で支持された幌に覆われるもの
ニ　コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの
ホ　専ら車両を運搬する構造のもの
ヘ　荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの
ト　荷台に固定式のスタンション及び固縛金具を備えるもの。ただし、荷台の両側端に沿って備えられるスタンションにあっては、脱着式のものであってもよい。
チ　船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が27°以上であるもの
二　前号ヘ、ト又はチのものにあっては、積車状態において、次に掲げる方向毎に、物品の重量に次に掲げる係数を乗じて得られる重量を負荷する場合に耐える構造を有すること。
イ　前　0.6
ロ　横　0.5
ハ　後　0.35
第百六十二条の次に次の二条を加える。
（車両総重量）
**第163条の２**　保安基準第４条の表中の告示で定めるものは、次の各号に掲げる基準に適合するセミトレーラとする。
一　物品を積載する装置が次のいずれかに該当すること。
イ　バン又はこれに類するもの
ロ　タンク又はこれに類するもの
ハ　幌骨で支持された幌に覆われるもの
ニ　コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの
ホ　専ら車両を運搬する構造のもの
ヘ　荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの
ト　荷台に固定式のスタンション及び固縛金具を備えるもの。ただし、荷台の両側端に沿って備えられるスタンションにあっては、脱着式のものであってもよい。
チ　船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が27°以上であるもの
二　前号ヘ、ト又はチのものにあっては、積車状態において、次に掲げる方向毎に、物品の重量に次に掲げる係数を乗じて得られる重量を負荷する場合に耐える構造を有すること。
イ　前　0.6
ロ　横　0.5
ハ　後　0.35
（軸重等）
**第163条の３**　保安基準第４条の２第１項及び第３項の告示で定めるものは、別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準及び次の各号に掲げる基準に適合する牽引自動車とする。
一　車軸の数が２であること。
二　前軸にかかる荷重が10トン以下であること。
三　前輪にかかる輪荷重が５トン以下であること。
第二百二十七条第二項第二号中「第５輪荷重」を「牽引自動車（国土交通大臣が定める自動車を除く。）の第５輪荷重」に、同項第三号中「保安基準第55条」を「保安基準第４条の表中の告示で定めるもの（国土交通大臣が定める自動車を除く。）又は保安基準第55条」に改める。
別表百十二の次に次の別表を加える。

別添114　牽引自動車の軸重に関する技術基準

1.　適用範囲
この技術基準は、牽引自動車に適用する。

2.　試験条件

2.1.　タイヤの空気圧は、自動車製作者等が定める空気圧であること。この場合において、空気圧の許容誤差は±0.01MPaとする。

2.2.　試験自動車は、積車状態であること。この場合において、車両総重量の許容誤差は±２％とする。

2.3.　試験自動車は、第５輪荷重を負荷した状態であること。

3.　試験方法

3.1.　図１の試験用ステップ板の上を、速度５±１km／hで後軸の両輪が同時に当該ステップ板から離れるように、試験自動車を走行させること。この場合において、制動装置を作動させてはならず、また、被牽引自動車を連結した状態で試験を実施する場合にあっては、図２の軸重減少側第３ピークの計測終了までに、ステップ板の上に被牽引自動車のタイヤを乗り上げさせてはならない。

3.2.　後軸の両輪がステップ板を離れる前後における後軸の動的軸重の振動波形を測定し、軸重振幅―時間線図を記録すること。この場合において、軸重振幅の測定精度は±３％以内、時間の測定精度は±0.1秒以内とする。

図１　試験用ステップ板

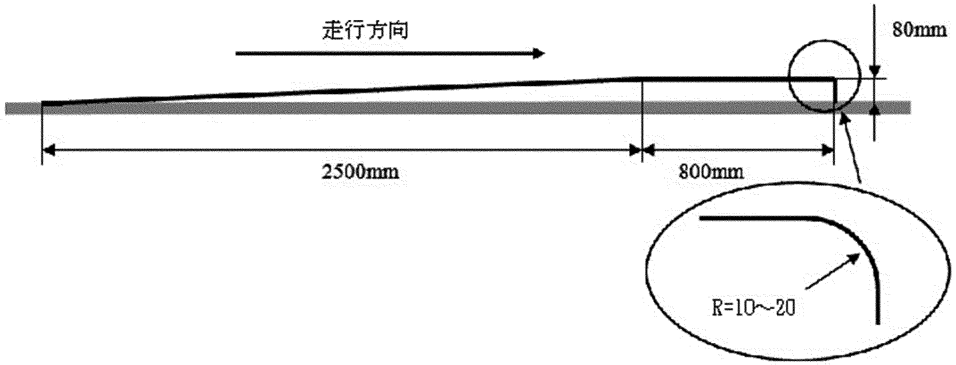



図２　軸重振幅―時間線図の例

